

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課(審査) (06-6208-9418)
処分課(担当)名	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整) (06-6208-9412)
処分の名称	測量又は調査のための土地の立入りの認可
概 要	土地区画整理事業の施行者若しくは施行をしようとする者は、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立入って測量し、又は調査する必要があり、他人の占有する土地に、自ら立入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立入らせる場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第72条第1項
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 1 次の者が申請をすること。 (1) 法第3条第1項の規定により、土地区画整理事業を施行しようとする者 (2) 個人施行者 (3) 法第3条第2項の規定により、土地区画整理組合を設立しようとする者 (4) 土地区画整理組合 (5) 法第3条第3項の規定により、土地区画整理事業を施行しようとする者 (6) 区画整理会社 2 土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立入って測量し、又は調査する必要があること。 ・立入らなければ測量又は調査ができない場合 ・立入り以外の方法による測量又は調査では、測量又は調査が不完全になる、又は莫大な費用、時間を要してしまう場合 3 立入り方法が適切であること。 ・他人の占有する土地に立入ろうとする者は、その3日前までに占有者に通知しなければなりません(法第72条第2項)。 ・建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立入ろうとする場合は立入りの際、その旨を占有者に告げなければなりません(法第72条第3項)。 ・日の出前及び日没後は、占有者の承諾がなければ立入ってはなりません(法第72条第4項)。 ・建物へ立入って測量又は調査をすることはできません。 ・立入りの範囲を超えて工事等を行ってははいけません。ただし、一時的かつ軽易な仮杭を立てる程度であれば、立入りの範囲とみなします。 ・占有者に耐えがたい損害を与えないこと。
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)
提出時期	随時
提出方法	必要書類を都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部連携事業課
ホームページ	
備 考	